

中国の第三者決済分野の 政策的枠組みと市場動向

～モバイル決済分野を中心に～

野村資本市場研究所 北京首席代表

関根 栄一



1. はじめに

2019年1月16日の日本政府観光局の発表によると、2018年通年の中国からの訪日外客数は838万100人（年間推計値）と、2017年通年の735万5,818人を超え、過去最高を記録した。同時に、全市場を通じ、通年で初めて800万人を超え、2018年の訪日外客数全体の中でも第1位（26.9%）を占めた。中国からの観光客は、日本での海外からの観光客の旅行消費において重要な位置を占めていることが知ら

（目次）

1. はじめに
2. 第三者決済業務の定義
3. 第三者決済業務の発展と市場規模
4. モバイル決済に関わるユーザーの動向
5. 管理監督面での新たな動き
6. 結びにかえて

れている。例えば、観光庁が2019年1月16日に発表した2018年の訪日外国人消費動向調査（速報）によれば、2018年通年の訪日外国人全体の旅行消費額4兆5,064億円のうち、中国は1兆5,370億円と全体で最も大きい34.1%を占めている。

訪日外客数と旅行消費額の双方においても、中国からの観光客が日本の小売市場にとって重要な存在になってきている中、日本国内の空港での免税店は勿論のこと、百貨店、スーパー、家電量販店、ドラッグストア等で、スマートフォンによるキャッシュレス支払手段を提供する店舗が増加している。これらの支払手段として代表的なものが、電子商取引業者のアリババが提供する支付宝（アリペイ）や、微信（WeChat）というソーシャルネットワークサービス（SNS）を提供するテンセントが開発した微信支付（WeChat Pay）である。中国では、こうした銀行以外の異業種が利用者に提供する決済サービスを「第三者

決済」と呼び、利用者が店舗でスマートフォン上のQR (Quick Response) コードを読み取る方法で支払いが完了する。

中国では、スマートフォンによる支払いを前提に、インターネットを使った生活用品の購入、宅配サービスの手配、鉄道・航空チケット購入などが、既に日常生活に欠かせないインフラとなっている^(注1)。本稿では、中国のインターネット金融の中でも、消費の様々な場面での支払手段となっている第三者決済の政策的動向と市場動向を見ていく。

■ 2. 第三者決済業務の定義

(1) 第三者決済業務の政策上の定義

中国では、金融(Finance)と技術(Technology)を組み合わせたFinTech (フィンテック) を使った金融サービスは「互聯網金融」(インターネット金融) と呼ばれている。現在、中国で、インターネット金融に対する包括的な政策上の指針となっているのは、2015年7月18日に中国人民銀行等の中国政府10部門が共同で公布した「インターネット金融の健全な発展の促進に関する指導意見」(以下、指導意見)であり^(注2)、インターネット金融を「伝統的な金融機関やインターネット企業が、インターネット技術と情報通信技術を利用して、資金融通、決済、投資、及び情報仲介サービスを実現する新たな金融業務モデル」と定義している。

インターネット金融に関して、ネット上や

スマートフォンを使ったオンライン決済を指導意見では「インターネット決済」と呼び、「コンピュータ、携帯電話等の機器を通じ、インターネット経由で支払指示を行い、通貨・資金を移転するサービス」と定義し、管理監督機関を中国人民銀行としている。また、ネット決済業務の提供者には、銀行及び銀行以外の(前述のアリババのような)第三者決済機関が想定されている。

(2) 2010年のライセンス制度の導入に伴う定義

中国の第三者決済の起源は1999年にまで遡るが、第三者決済業務の拡大に伴い、中国人民銀行が同業務に対する法令を初めて制定したのは2010年である(詳細は後述)。同年6月14日、中国人民銀行は「非金融機関決済サービス管理弁法」^(注3)を公布し(同年9月1日施行)、「決済業務許可証」と呼ばれる第三者決済業務のライセンス制度を導入している^(注4)。

管理弁法では、2条で「非金融機関による決済サービス」を「非金融機関が、受取人・支払人の間で、仲介機関として、①ネットワーク決済、②プリペイドカードの発行・受理、③銀行カードのアクワイアリング^(注5)、④中国人民銀行が定めたその他の決済サービス、の一部または全部に関し、通貨資金を移転するサービス」と定義している。

また、同2条で「ネットワーク決済」を「公共ネットワークまたは専用ネットワークに依

拠して、受取人・支払人の間で、通貨資金を移転する行為」と定義し、①両替、②インターネット決済、③移動電話決済、④固定電話決済、⑤デジタルテレビ決済等が含まれるとしている。

(3) 2015年の新たな法令に基づく定義

前述の2015年7月の公布の指導意見を受け、同年12月28日、中国人民銀行は「非銀行決済機関ネットワーク決済業務管理弁法」(注6)を公布している(2016年7月1日施行)(注7)。同管理弁法では、2条で、非銀行決済機関を「決済業務許可証を取得し、①インターネット決済、②移動電話決済、③固定電話決済、④デジタルテレビ決済等のネットワーク支払業務を行う機関」と定義している。

また、同2条で、「ネットワーク決済業務」を「受取人または支払人が、コンピュータ、モバイル端末等の電子機器を通じ、公共ネットワークの情報システムに依拠して、遠隔から決済指示を出し、同時に、支払人の電子機器が受取人の特定の専用機器と通信されない場合に、決済機関が支払人・受取人のために通貨資金の移転サービスを行う活動」と定義している。

3. 第三者決済業務の発展と市場規模

(1) 第三者決済業務の発展の経緯

中国の第三者決済業務は、中国互聯網金融

協会(National Internet Finance Association of China、中国インターネット金融協会)が発行する「中国互聯網金融年報」(中国インターネット金融年度報告)などを基に整理すると、以下の三段階を経て発展してきた。

① 基盤固めの段階(2004年以前)

第三者決済の発展の第一段階が、2004年以前の基盤固めの段階である。この時期、ネット銀行やオンライン証券会社など、インターネット金融が立ち上がり始めたものの、あくまで既存の業務をネット上に移した補助的なものに過ぎなかった。

第三者決済に関しては、1999年に、北京の首信易支付(PayEase)が第一号サービスを始めているが、ネット通販の決済手段と結び付けて第三者決済業務を始めたのがアリババである。中国では、インターネット時代の到来とともに、アリババが2003年5月にショッピングサイトである「淘宝网」(タオバオ)を創設した。続いて、同年10月にはアリペイを導入し、ネット通販に伴う決済手段をユーザーに提供した。その後、アリペイは、2004年12月に設立された浙江支付宝網絡科技有限公司(注8)によって、アリババ本体とは独立して運営されることとなった。当時、アリペイの運営面では、どのように銀行口座情報と紐付けて決済代金を引き落とすか、アリペイと協力してくれる銀行をどれだけ増やせるか、また銀行口座からの引き落としに要する日数をいかに短くするかが課題であった。

② 電子商取引主導型の高成長の段階 (2005～2012年)

第二段階が、2005年から2012年までの電子商取引主導型の高成長の段階である。この時期、ネット通販を始めとする電子商取引が大きく発展し、アリババ以外の会社による第三者決済サービスへの参入が始まっている。その一つが、テンセントが2005年4月にリリースした「財付通」(Tenpay)である。

この時期の特徴は、第三者決済の規模と決済対象の拡大であるが、そのうち後者については、2008年10月にアリペイが公共料金への振込サービスを上海から始め、徐々に対象地域を拡大した。公共料金の振込サービスの提供開始の前後で、アリペイの登録利用者は、2008年8月末の1億人から、2009年3月末には1.5億人に急増する結果となった。

続いて、2009年11月には、アリペイがスマートフォン上でのモバイル決済サービスを提供し始め、翌2010年3月14日時点の登録利用者は3億人を突破した。2010年は3Gを搭載したスマートフォンが普及し、ネット通販以外の様々な通信量の大きいサービス(ゲーム等)でアリペイを始めとする第三者決済業務が増加していった時期でもある。このため、第三者決済業務に関する法令を整備する必要性が高まり、前述の通り、2010年6月に中国人民銀行から「非金融機関決済サービス管理弁法」が公布され、ライセンス制の下、2011年5月18日に第一陣として27社に決済業務許可証が交付された。また、決済業務許可証の

交付に先立ち、2011年5月23日には自主規制機関としての「中国決済清算協会」が設立され、官民一体で第三者決済業界を管理・育成していく体制が整った。

第一陣に決済業務許可証が交付された2011年は、アリペイがスマートフォン上でQRコードを使った決済を導入した年でもあり、レストランや百貨店・スーパーなどの店舗で決済が容易に行えるようになり始めた年でもある。QRコードの導入は、店舗にとっては、デビットカードやクレジットカードの読み取り機器を設置するコストを回避し、カードよりも安価な手数料で、キャッシュレスの決済を実現できるようになった。また、利用者にとっても、カードを都度取り出すことなく、スマートフォン上の操作でそのまま支払える利便性が、後戻りが効かない「体験」として根付くきっかけとなった。

他に、2011年1月に、テンセントが、無料メッセージングアプリとしてのWeChatをリリースし、2012年の旧正月にポイントをお年玉として利用者間でやり取りするサービスが開始され、後の決済サービスの導入に向けた基盤を作った時期でもある。

③ モバイル決済への急速な移行の段階 (2013年以降)

第三段階が、2013年以降のパソコンからモバイルへの決済に急速に移行した段階である。この時期は、第三者決済だけでなく、様々な分野でインターネット金融が展開され始めた。代表的なものとして、2013年6月にアリ

ババが導入した「余额宝(ユアバオ)」がある。これは、アリペイでの決済に伴う余資を、スマートフォン上のアプリを通じてMMFで自動運用するサービスであり、インターネットファンド販売業務の先駆けとなった。また、2013年8月には、WeChatが第三者決済サービスとしてのWeChat Payをリリースし、これにより銀行口座情報を登録した利用者が、QRコードを使って、WeChat Payを導入した店舗やネット通販サイトでの商品・サービスの支払いや利用者同士の送金ができるようになった。

2013年以降の急成長の段階では、第三者決済業務において、管理監督部門が安全性の観点からQRコードの利用を、2014年に一時差し止め、安全性の向上に向けた技術開発を業界に促した時期があった。また、第三者決済業務以外でも、P2Pインターネット融資会社の急増のかたわら、悪質な借り手の存在によって利用者の保護に問題が生じたり、管理監督や法令の未整備が新たな課題となった。このため、前述の通り、2015年7月にインターネット金融全体に対する包括的な指導意見が公布され、当局がインターネット金融業界全体のリスク制御に乗り出している。

この指導意見を受け、第三者決済に関しては、2015年12月に「非銀行決済機関ネットワーク決済業務管理弁法」が公布され、中国決済清算協会が同管理弁法に関する自主規制を制定することとなった。また、2015年12月31日には自主規制機関としての「中国インター

ネット金融協会」が設立され、業界に対する自主管理が始まった。

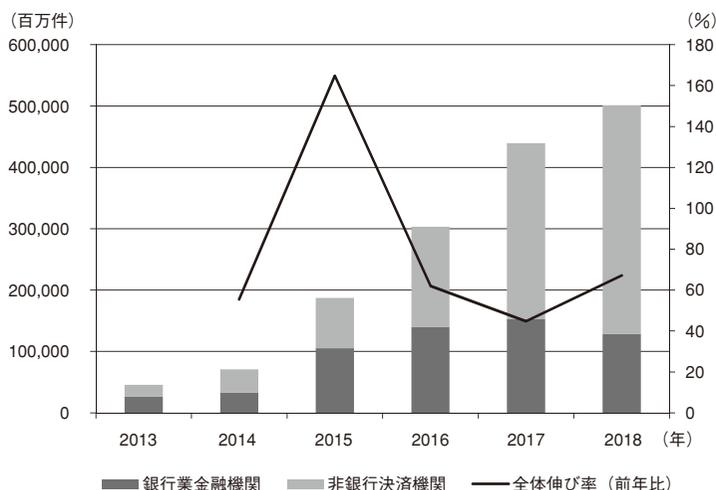
(2) 第三者決済業務の市場規模

以上の各段階を経て、発展してきた第三者決済業務は、決済金額と決済件数の2つの側面から市場規模を定期的に統計上、把握することが可能である。統計からは、決済件数において、第三者決済が、銀行経由の決済を凌駕してきている様子が見取れる。中国では、店舗で専用の読み取り端末を設けることなく、スマートフォン上のQRコードを読み取る方式が普及しているため、第三者決済の件数ベースの急増につながっていると見える。

① 中国人民銀行の統計

中国人民銀行は、四半期毎に、決済に関する統計を公表している。そのうち、電子決済については、銀行業金融機関と第三者決済機関である非銀行決済機関とに分けて公表している。電子決済のうち、金額では銀行業金融機関が圧倒的であるが、件数では、2016年から非銀行決済機関が銀行業金融機関を上回り始めた。具体的には、2016年の電子決済件数は、銀行業金融機関の1,396億件（全体の46.0%）に対し、非銀行決済機関が1,639億件（同54.0%）、同様に2017年は銀行業金融機関の1,526億件（全体の34.7%）に対し、非銀行決済機関が2,867億件（同65.3%）、2018年1～9月は銀行業金融機関の1,286億件（全体の25.7%）に対し、非銀行決済機関が3,727億件（同74.3%）となっている（図表1）。

(図表1) 中国の銀行業金融機関と非銀行決済機関での電子決済(件数)の推移(年次ベース)



(注) 1. 伸び率(前年比)は、2014年からの数値。

2. 2018年は、9月までの数値。

(出所) CEIC、中国人民銀行より野村資本市場研究所作成

② モバイル決済の市場規模

モバイル決済については、当局や自主規制機関以外に、ビッグデータの民間分析会社である易観が第三者決済の取引金額に関する統計を四半期毎に公表している。

この統計によれば、2018年7～9月の第三者決済(全体)の取引金額は54兆9,446億元で、前年同期比で30.3%増となっており、そのうち、モバイル決済の取引金額は43兆8,357億元で、前年同期比で49%増と、全体の伸び率を上回っている(図表2)。また、この取引金額のうち、決済サービス会社(または決済サービス名)の内訳を見ると、第1位はアリペイの53.7%、第2位はテンセントの38.8%、第3位が中国平安の壺銭包の1.2%となっている。

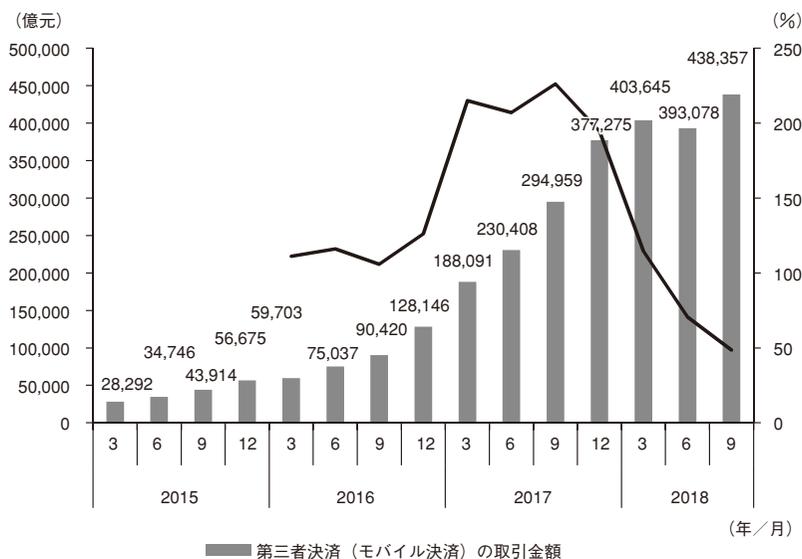
4. モバイル決済に関わるユーザーの動向

(1) インターネットの普及動向

前述のようなモバイル決済の普及の大前提となっている中国のネットユーザーの動向を見てみる。中国インターネット信息中心(中国インターネット情報センター)が2019年2月に発表した「第43回中国インターネット発展状況統計報告」によれば、中国のネットユーザー数は、2018年12月末時点で8億2,851万人であり、国内のインターネット普及率は59.6%となっている。

そのうち、モバイルユーザー数は、2018年12月末時点で8億1,698万人であり、ネット

(図表 2) 第三者決済 (モバイル決済) の四半期毎の取引金額



(注) 伸び率 (前年同期比) は、2016年第1四半期 (1~3月) からの数値。
 (出所) 易観より野村資本市場研究所作成

ユーザー数全体に占める割合は96.6%となっている。ユーザー数から見て、モバイルユーザーの動向は、ネットユーザーの動向とほぼ同じであるということが分かる。

(2) ユーザーの属性

① 年齢別の内訳

次に、中国のネットユーザーを年齢構成別に見ると、2018年12月末時点で、第1位が20~29歳の26.8%、第2位が30~39歳の23.5%、第3位が10~19歳の17.5%となっている (図表3)。

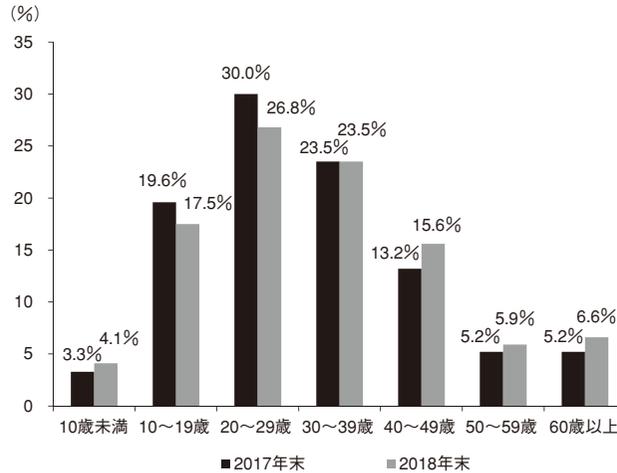
1978年の改革開放直後に生まれた世代が2017年までに39歳になっていることを考えると、1980年代生まれの「80後」、1990年代生

まれの「90後」、2000年代生まれの「00後」以降の世代が、全体の7割強を占めており、かつ大学生や社会人として何らかの職業を持っていると想定される20~39歳が全体の5割強を占めている。これらの世代にとって、モバイルを使った第三者決済は、日常生活上、既に必要不可欠なインフラとなっており、時代が進むに従って、中高齢者のユーザー層のすそ野も広がっていくものと考えられる。

② 職業別の内訳

また、ネットユーザーを職業別に見てみると、2018年12月末時点で、第1位が学生の25.4%、第2位が個人事業者/フリーランスの20.0%、第3位が会社 (一般社員) の10.1%となっている。

(図表3) ネットユーザーの年齢構成



(出所)「第43回中国インターネット発展状況統計報告」より野村資本市場研究所作成

(図表4) インターネット (全体) 上のアプリの使用状況

アプリ (中国語)	アプリ (日本語)	2018年12月末		2017年12月末		ユーザー数伸び率 (前年比)
		ユーザー数 (万人)	ユーザー使用率	ユーザー数 (万人)	ユーザー使用率	
即時通信	インスタントメッセージ	79,172	95.6%	72,023	93.3%	9.9%
検索引擎	ネット検索エンジン	68,132	82.2%	63,956	82.8%	6.5%
網絡新聞	ネットニュース	67,473	81.4%	64,689	83.8%	4.3%
網絡視頻	ネット動画	61,201	73.9%	57,892	75.0%	5.7%
網絡購物	ネットショッピング	61,011	73.6%	53,332	69.1%	14.4%
網上支付	ネット決済	60,040	72.5%	53,110	68.8%	13.0%
網絡音樂	ネット音楽	57,560	69.5%	54,809	71.0%	5.0%
網絡遊戲	オンラインゲーム	48,384	58.4%	44,161	57.2%	9.6%
網絡文学	オンライン文学	43,201	52.1%	37,774	48.9%	14.4%
網上銀行	ネット銀行	41,980	50.7%	39,911	51.7%	5.2%
旅行預訂	オンライン旅行予約	41,001	49.5%	37,578	48.7%	9.1%
網上訂外売	宅配サービス	40,601	49.0%	34,338	44.5%	18.2%
網絡直播	ネット中継	39,676	47.9%	42,209	54.7%	-6.0%
微博	中国版ツイッター	35,057	42.3%	31,601	40.9%	10.9%
網約専車或快車	オンライン配車 (ハイヤー)	33,282	40.2%	23,623	30.6%	40.9%
網約出租車	オンライン配車 (タクシー)	32,988	39.8%	28,651	37.1%	15.1%
在线教育	eラーニング	20,123	24.3%	15,518	20.1%	29.7%
互聯網理財	オンライン資産運用	15,138	18.3%	12,881	16.7%	17.5%
短視頻	ショート動画	64,798	78.2%	-	-	-

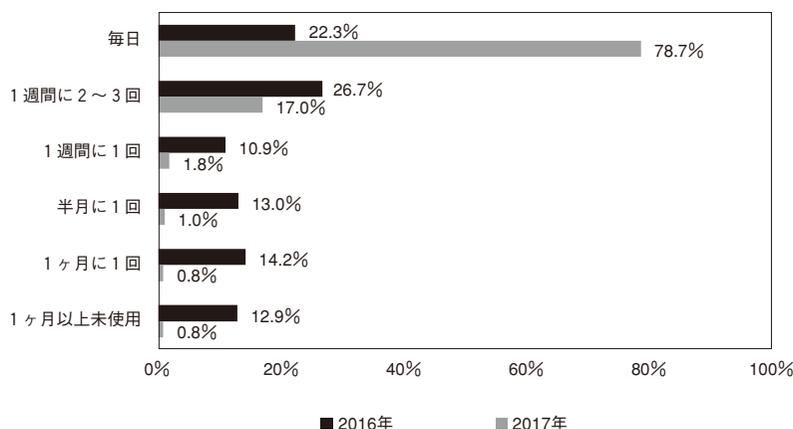
(出所)「第43回中国インターネット発展状況統計報告」より野村資本市場研究所作成

③ アプリの使用状況

中国インターネット情報センターの報告では、インターネット (モバイル端末を含む全

体) 上のアプリの使用状況に関する統計も公表している (図表4)。この統計によると、中国のネットユーザーの使用アプリのうち、

(図表 5) モバイル決済の使用頻度



(注) 2016年の有効サンプル数は8,000余り、2017年は同1万2,000余り。

(出所) 中国決済清算協会「中国決済清算業界運営報告(2018)」より野村資本市場研究所作成

2018年12月末時点で最もユーザー数が多いのがインスタントメッセージ（チャット）の7億9,172万人となっており、ネット検索エンジン、ネットニュースが続いている。ネット決済の利用者数は6億40万人であり、ネットユーザー数の72.5%を占めている。また、ネット決済のうち、モバイル決済を利用しているユーザー数は5億8,339万人と、ネット決済ユーザー数の97.2%を占めている。

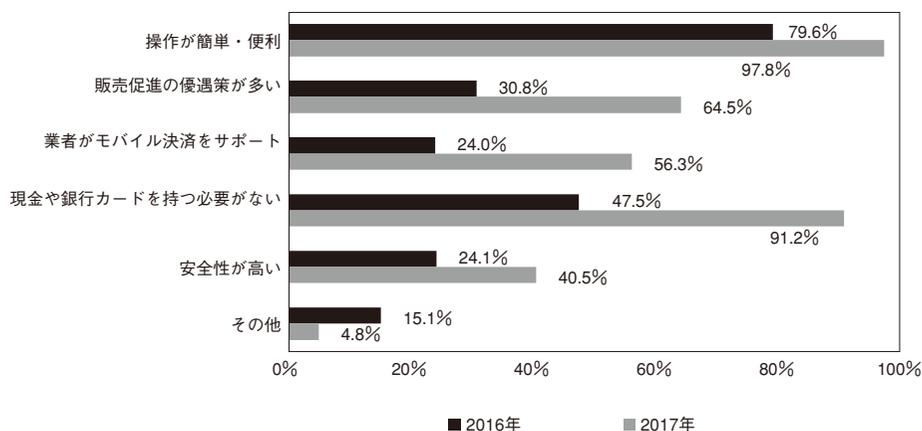
第三者決済を「使用する場面」での2017年12月末時点と比較した使用アプリのユーザー数の伸び率では、オンライン配車（ハイヤー）の40.9%増、eラーニングの29.7%増、宅配サービスの18.2%増、オンライン資産運用の17.5%増が目立っている。オンライン配車や宅配サービスや利用するユーザーの増加は、中国においてシェアリングエコノミーが着実に広まっていることを意味している。

④ モバイル決済の利用動向

モバイル決済の利用動向のうち、中国支払清算協会の会員企業への2017年アンケート調査によれば（有効サンプル数は1万2,000余り、2016年は同8,000余り）、個人のモバイル決済の使用頻度のうち、「毎日」は、2016年の22.3%から、2017年には78.7%へと約3.5倍に増加している（図表5）。また、モバイル決済を利用する理由（複数回答可）のうち、2017年で最も多いのが「操作が簡単・便利」の97.8%となっている。次の「現金やカードを持つ必要がない」は、2016年の47.5%から、2017年には91.2%へと約1.9倍に増加している（図表6）。

次に、モバイル決済を使って購入するシーン（複数回答可）のうち、2017年で最も多いのが「生活用品」の98.1%、次に「チケット」の80.6%、「旅行」の68.9%が続いている。有

(図表 6) モバイル決済を利用する理由

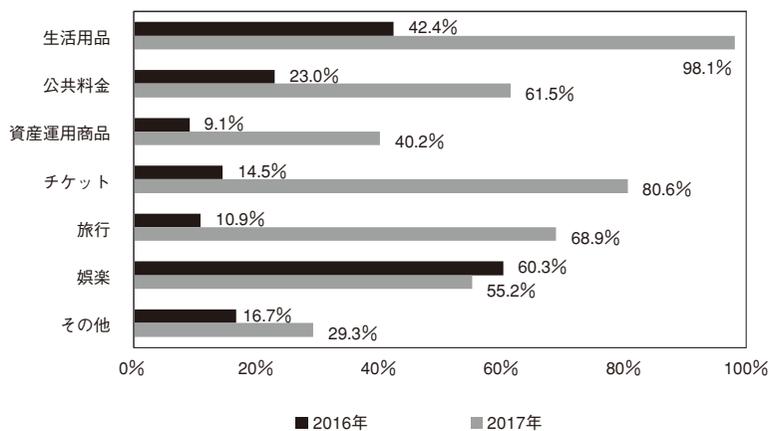


(注) 1. 2016年の有効サンプル数は8,000余り、2017年は同1万2,000余り。

2. 理由は複数回答可。

(出所) 中国決済清算協会「中国決済清算業界運営報告(2018)」より野村資本市場研究所作成

(図表 7) モバイル決済を使って購入するシーン



(注) 1. 2016年の有効サンプル数は8,000余り、2017年は同1万2,000余り。

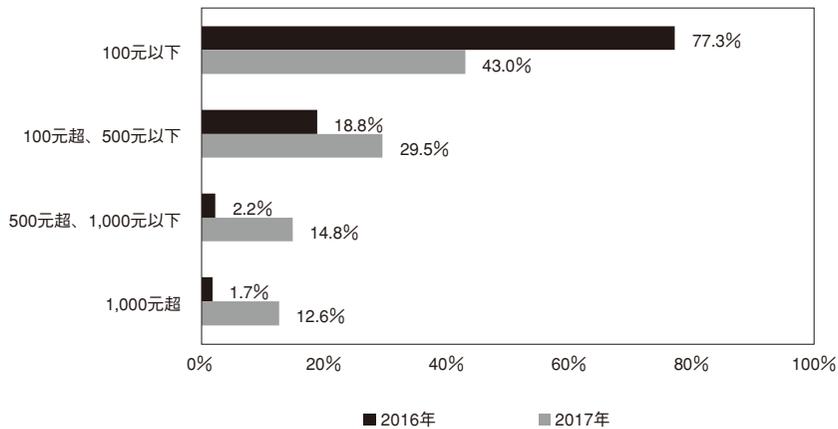
2. 理由は複数回答可。

(出所) 中国決済清算協会「中国決済清算業界運営報告(2018)」より野村資本市場研究所作成

償の会員サービスの購入やゲームのダウンロードなどの「娯楽」は、2016年の60.3%から2017年は55.2%に低下している(図表7)。

また、モバイル決済の1回当たりの消費金額のうち、最も多い「100元以下」は、2016年の77.3%から2017年は43.0%に低下している

(図表 8) モバイル決済の1回当たりの消費金額



(注) 2016年の有効サンプル数は8,000余り、2017年は同1万2,000余り。

(出所) 中国決済清算協会「中国決済清算業界運営報告(2018)」より野村資本市場研究所作成

(図表 8)。100元を超える消費金額は、2017年は全体の6割近くにまで達してきている。

以上から、モバイルユーザーにとって、生活用品を中核に、ユーザー数の8割近くが、毎日、何らかの形でキャッシュレスで決済を行い、同時に決済金額も徐々に大口化する傾向にあることが読み取れる。

5. 管理監督面での新たな動き

(1) インターネット業界に対する管理監督の原則の確立

第三者決済を含む中国のインターネット金融は、前述の2015年7月の指導意見の公表を機に、業界の秩序立てた発展を促す段階に入っている。指導意見で明記された管理監督の方向性として、まず、いかなる当事者（組織、

個人）であれ、ネットワークステーションを設けてインターネット金融業務を行う場合、通信部門に対して同ステーションの登録手続きが求められる。

また工業・情報化部は、インターネット金融業務に関して、通信業務に対する管理監督を行い、国家インターネット情報弁公室は、金融情報サービス業務及びインターネット情報コンテンツ業務等に対する管理監督を行う。管理監督の細則は、両部門がそれぞれの職責に基づいて制定する。

(2) 顧客資金の第三者預託制度の整備

インターネット金融業務を行う機関は、条件を満たした銀行業金融機関を資金預託機関として選定する必要がある。顧客資金と自己資金の分別管理を行うことが求められる。顧

客資金の預託口座は、独立した監査を受け、顧客に対して監査結果を公開しなければならない。中国人民銀行と金融監督当局（銀行、保険、証券）がそれぞれの職責に基づき管理監督を行い、細則を制定する。

こうした方向性の下、2016年4月、中国人民銀行は「非銀行決済機関のリスクに関する特別整理実施プラン」^(注9)を公布した。同プランを受け、中国人民銀行は、既存の2013年6月7日公布（即日施行）の「決済機関顧客準備金保管管理弁法」及び前述の2015年12月の「非銀行決済機関ネットワーク支払業務管理弁法」によって、顧客から預かった資金の自己資産との区分の強化や流用禁止、第三者決済機関が積み立てる準備金への付利禁止と一定割合の指定機関への預入（当面は中国人民銀行）が実施または徹底されることとなった。また、準備金の一定割合の指定機関への預入の割合は、第三者決済機関に対して導入する評価制度と格付け^(注10)によって、10～24%の幅で設定されることとなった。

その後、中国人民銀行は、2018年6月29日、「支払機関の顧客準備金の全てを集中・預入することに関する通知」^(注11)を公布し、同年7月9日から徐々に預入の割合を高め、2019年1月14日には中国人民銀行に対し100%預け入れることとなった。預け入れた準備金には、利息が付かないため、大手以外の第三者決済機関の収益に、今後マイナスの影響が出てくることと予想される。中国人民銀行は、第三者決済機関への評価制度及び格付け

の導入と、問題のある第三者決済機関への検査の頻度を高めることで、期限を区切った上で業務改善命令を出したり、場合によっては「決済業務許可証」の取消を行ってきており、2015年3月末までに9回にわたり計270社にライセンスを交付してきたが、2019年3月13日時点では、ライセンスの取消や未継続により238社まで減少してきている。新たな準備金制度の下で、第三者決済機関の淘汰がさらに進む可能性がある。

(3) 決済・清算リスクの回避

第三者決済業務に関し、中国人民銀行（決済清算司）は、2017年8月4日、「非銀行決済機関のネットワーク支払業務の直接接続モデルから網聯清算プラットフォームへの移行に関する通知」^(注12)を公布し、同年8月29日、第三者決済機関との新たな清算機関として「網聯清算有限公司」（以下、網聯）が設立された。第三者決済機関を利用した銀行口座を経由したインターネット上の決済は、2018年6月末以降はすべて網聯を通して行う仕組みに変更された。

従来の第三者決済業務では、第三者決済機関が、複数の商業銀行に自らの名義で開設している銀行口座（と同行の下に開設されている顧客口座）同士を使って、中国人民銀行のシステムを通さずに処理を行うことが可能であった。これは、第三者決済機関が、顧客との間で生じた決済関係を、直接、銀行との間で清算することを意味し、同機関が事実上の

清算機関となってしまうため、第三者決済機関で生じた決済リスクが、直接、銀行部門に波及する可能性があった。また、銀行から見れば、第三者決済機関と個別に交渉し、異なる手数料を支払う必要があった。

網聯を設立した目的は、第三者決済機関が直接銀行と連携して行う決済モデルを変更し、前述の通り、同機関の準備金を集中して管理するためでもある（注13）。網聯と接続した後、すべての決済業務が中国人民銀行の管理下に置かれることで、マネーロンダリング、賄賂、脱税などの違法行為の防止に貢献していくこととなる。また、中国人民銀行は、網聯を通じ、決済や清算などに関する金融ビッグデータをより多く集めることが可能になる。2018年10月15日時点で、全ての第三者決済機関及び銀行400行強が、網聯に接続している（注14）。

（4）当局の取り組み

第三者決済業務を含むインターネット金融について、2017年5月15日、中国人民銀行は、FinTechを中国語名の「金融科技」に名称を変更した上で、同行内にFinTech委員会を設置したことを明らかにした。同委員会の事務局は、第三者決済の制度設計を担当する決済清算司となる。

同委員会は、金融政策の策定、金融市場の安定、決済・清算等の分野にFinTechが与える影響を研究し、国情に相応しいイノベーション管理メカニズムを構築するとしている。

また、ビッグデータ、人工知能（AI）、クラウドコンピューティング等を利用した管理監督手段の多様化を目指すと説明している（注15）。

6. 結びにかえて

第三者決済機関の準備金の中国人民銀行への全額預託や網聯の設立は、第三者決済サービスを利用する消費者保護に役立つ一方で、外国の金融当局や金融機関にとっても、中国の第三者決済の制度設計がさらに重要になっていく可能性がある。なぜなら、中国の金融当局が、自国の第三者決済に関する制度設計の国際展開を考えていることが挙げられる。具体的に、2017年6月に中国人民銀行が公表した「中国金融業情報技術に関する第13次5ヵ年計画（2016～2020年）発展プラン」では、「インターネット金融等の分野で国際基準に関する提案の提出を検討し、国内基準の国際化を進め、中国標準の影響力を高める」方針を明記している。また、同年6月に、中国人民銀行等の中国政府5部門が共同で公表した「金融業の標準化体系建設発展プラン（2016～2020年）」では、「インターネット金融等中国が優勢な分野で、1～2項目の国際基準開発を主導する。また、国際基準の追跡研究を強化し、モバイル金融サービス、非銀行決済、デジタル通貨、暗号アルゴリズム等の分野で、（国際的なカウンターパートへの）専門家の派遣を強化する」方針を明記している。

日本では、2019年3月から、みずほ銀行が、QRコードを活用したスマホ決済サービス（Jコインペイ）の提供を開始しており、同時に、アリペイなど海外QR事業者との連携による訪日外客向け決済サービスも強化するとしている。今後も、中国の第三者決済業務の制度設計に関する動きに注目していく必要があるう。

[iu/113456/113469/3159668/index.html](http://www.pbc.gov.cn/goutongjiaoliu/113456/113469/3159668/index.html)

(注10) 2016年4月、中国人民銀行は「非銀行決済機関の分類・評価管理弁法」を公布している。

(注11) <http://www.waizi.org.cn/doc/36784.html>

(注12) <http://www.waizi.org.cn/doc/23188.html>

(注13) <http://j.people.com.cn/n3/2017/1020/c94476-9282731.html>

(注14) <https://www.nucc.com/coverage/111.html>

(注15) 中国人民銀行は、FinTech委員会の設置後に、デジタル通貨研究所を新たに設けている。



(注1) 2017年8月からは、北京市の地下鉄全線で、NFC (Near Field Communication, 近距離無線通信) を搭載した端末による改札・非接触決済サービスが正式導入されている。これにより、北京市の交通系ICカードをNFC機能搭載のandroidスマートフォンにも追加して利用することが可能になった（アップルペイは2018年3月より利用可能）。既に導入されているQRコードでの読み取りと比べ、改札スピードを高める効果も狙った取り組みといえる。

(注2) <http://www.pbc.gov.cn/goutongjiaoliu/113456/113469/2813898/index.html>

(注3) http://www.gov.cn/flfg/2010-06/21/content_1632796.htm

(注4) 同管理弁法は、第1章総則、第2章申請及び許可、第3章監督及び管理、第4章罰則、第5章附則、の計50条から構成される。

(注5) 銀行カードの契約店舗に対して、現金に代わる決済サービスを提供する業務。

(注6) http://www.gov.cn/gongbao/content/2016/content_5061699.htm

(注7) 同管理弁法は、第1章総則、第2章顧客管理、第3章業務管理、第4章リスク管理及び顧客權益保護、第5章監督管理、第6章法律上の責任、第7章附則の計46条から構成される。

(注8) 2008年1月に「支付宝（中国）網絡技術有限公司」に社名が変更された。

(注9) <http://www.pbc.gov.cn/goutongjiaoliu/113456/113469/2813898/index.html>